

商品概要説明書

(平成19年11月1日現在)

項目	内容
商品名	・定期積金(スーパー積金)
販売対象	・個人および法人
期間	・定額式・・・6ヵ月以上7年以内(1ヵ月刻みとし、5年を超えた場合、年刻みとします) ・目標式・・・1年、2年、3年、4年、5年、6年、7年(年刻みとします)
預入	
(1) 預入方法	・定額式・・・毎月同一掛金となります。 ・目標式・・・初回のみ端数掛金で、2回目以降は同一掛金となります。
(2) 預入金額	・定額式・・・1,000円以上1,000万円以内 ・目標式・・・1,000円以上1,000万円以内(初回掛金のみ端数があります)
(3) 預入単位	・定額式・・・100円 ・目標式・・・1円(初回掛金のみ端数があります)
払戻方法	・満期日に利息とともに払い戻しします。
給付補填備金	
(1) 運用利回り	・36ヵ月未満、36ヵ月以上の2段階において、契約期間別金利設定を行い、店頭表示された該当契約期間の利回りを適用します。
(2) 利払頻度	・満期日以後に給付契約金として支払います。
(3) 計算方法	・付利単位を1円として、契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算します。
手数料	
付加できる特約	・普通預金等からの自動振替による受入ができます。 ・個人名義の場合、総合口座による当座貸越がご利用できます。 (貸越利率は担保定期積金の利回りに1.0%上乗せした利率) ただし、未成年者の方は、総合口座契約はご利用できません。
中途解約時の取扱い	・期限前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第3位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 * 初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日の普通預金利率 * 初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利率×60% ただし、解約日の普通預金利率を下回る場合は、普通預金利率を適用します。

商品概要説明書

(平成19年11月1日現在)

項 目	内 容
税 金	・利息に相当する給付補填備金に対して、一律20%の源泉分離課税が適用されます。
金利情報	・金利は店頭の金利情報または窓口にてご確認ください。
その他参考となる事項	・先払い日数年60日以上掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を表記記載の利回りに準じて満期日に計算します。 ・払込みが遅延した場合は、満期日を遅延期間に相当する期間を繰り延べします。 ただし、満期日を繰り延べしない場合は、契約時の店頭表示の利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延損害金を計算し、給付補填備金より差し引きます。 ・満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・「非課税貯蓄申告制度(マル優)」の取扱はできません。
預金保険制度	・預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。